

令和3年10月5日開催

第16回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時24分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（西 慎一郎） 皆さん、こんにちは。定刻より前ですけれども、皆さん出席でございますので、これより第16回定期総会に当たりまして、最初に今井会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

会長、よろしく申し上げます。

○会長（今井 隆） 委員の皆様並びに事務局の職員の皆様、こんにちは。今月から衣替えということで、ネクタイに背広ですか、着るわけなのですよ。また、今日は暑くて、上着、着ているのはちょっと辛い方は脱いでもらって、気持ちよく総会に臨んでいただきたいと思っております。

ところで、この間の南部地区の事前協議の際に、JICAの開所式ということで、こちらとちよほど重なってしまったものですから、こちらのほうに出られなくて申し訳なかったです。市長さんはじめ東京のJICAの本所の所長さん及び来賓の方が来まして、マスコミも大分来ていました。

本題のほうへ入るのですけれども、今日は新規就農者ということで2件、この間の南部地区の事前協議でどんな意見が出たか分かりませんが、1件、バナナを栽培するというので、1本500円、600円ですか、そのぐらいの値段で売れるということで、本当に売れるのかななんて。特別な栽培方法ということなので、今日は地域の委員さん、下見したそうなので、その報告を聞きながら、それを参考にしながら、皆さんのほうからいろいろ意見がございましたら、よろしく申し上げます。

ちょっと話、順番が狂ってしまった。岸田内閣発足しまして、今度、農林水産大臣に金子農水大臣ということで、77歳ということで一番の高齢です。参議院議員の2期目ですね。衆議院議員5期ぐらいやって、長崎県知事も2期ぐらいやったということで、いろいろ政治経験は長いのですけれども、どんな農政やってくれるか。来年の参議院には、もうそれで辞めるそうなので、短い農政大臣でありますけれども、いろいろ農業者が元気になるような農政をやっていただきたいと思っております。

そういうことで、今日は第16回の総会ということでよろしく申し上げます、挨拶いたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事の進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思っております、よろしく申し上げます。

○会長 それでは、早速、これより総会を始めたいと思っております。

議事進行させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、第16回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は全員出席ということで25名おり

ますので、総会は成立いたします。

以上は諸般の報告でございました。

続きまして、議事録署名委員と書記の任命を行います。

まず初めに、皆さんにお聞きいたします。議事録署名委員を指名してもよいかお伺いいたします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号8番、須田直子委員及び19番の石井多加志委員の両名を指名いたします。また、書記は事務局の飯塚主任主事を任命いたします。よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行に入ります。

まず初めに、発言される場合、挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議案のほうへ移ります。

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は不明、転用目的は一般住宅用地でございまして、昭和48年11月16日許可、群馬県指令西農第4117号でございました。変更の理由につきましては、当初計画者の死亡により住宅を建築する計画がなくなったためとのこととございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請、議案書23ページ、議案第4号ナンバー31が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 計画変更の説明が終わりました。

これより審議に入りまして、皆さんから、いろいろご意見伺いたいと思います。どうでしょうか。

これと異議がなければ承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の

規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー4については新規就農案件となっております。また、ナンバー1並びにナンバー2については関連する案件となっておりますので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー1並びにナンバー2の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

ナンバー1と2につきましては、譲受人が同一のため一括してご説明をさせていただきます。

1番 契約内容は使用貸借、農業経営を開始するに当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は使用貸借、農業経営を開始するに当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画については振興担当から説明をさせていただきます。

○事務局 それでは、事前にお配りさせていただきました高崎市農業委員会新規就農者リストを御覧ください。

リストのナンバー1でございますが、申請人は農業参入のために新たに農業部門を設けた法人となります。作付作物は、施設バナナ、浜川町にて法人代表の親族が所有する農地、約67アールを借り受け就農する予定でございます。

申請人につきましては、令和3年8月26日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは佐藤勲農業委員及び島方当己夫農地利用最適化推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書をもとに質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

1枚おめくりいただきまして、1ページを御覧ください。

1の就農の動機でございますが、申請人はコンサルティング業のほか、障害者の就労支援施設などを運営しております。今回、農業と福祉を組み合わせることにより、社会貢献度の高い事業が行えると考え、就農を決意したとのことでございます。

2の将来の農業経営の構想でございますが、鉄骨ハウスにてバナナの栽培を行う予定でございます。また、大量生産ではないことから、販売は百貨店やスーパー等に卸す予定とのことでございます。

3の職歴及び農業経験でございますが、今回のバナナ農園の運営に当たっては、社員1名を岡山県にある先進農家に最低3か月間、必要なカリキュラムを網羅した研修に行かせ、ノウハウを習得した後、農園運営に当たる予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

こちらが詳細な営農計画書となります。約67アールを借り受け、そのうち1年目に10アール規模

のハウスを建設、2年目にはそれに加え、20アール分増設し、計30アールのハウスの建設を予定しております。

農作業に必要な施設の状況でございますが、1年目の予定としましては320平米規模のハウスを1棟、256平米規模のハウスを3棟の建設を予定し、作付の面積は合計1,088平米となります。

今回の営農開始に当たっては、令和3年8月29日より社員1名を先進農家へ既に派遣しており、研修した社員を筆頭に営農を開始していく予定でございます。

営農計画書の説明は以上でございます。

なお、本件につきましては、別添の「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しない、また、農地所有適格法人以外の法人が貸借を行う場合の許可要件第3項各号に該当するため、許可の要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 続きまして、新規就農者の相談会に出席された佐藤勲委員から報告をお願いいたします。

○3番佐藤委員 議席番号3番、佐藤です。農地法第3条許可申請審議ナンバー1及び2について、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。

なお、当日は法人代表者、農林課、群馬県西部農業事務所とともに以下のとおり聞き取りを行いました。

質問1 バナナの品種は何になるのでしょうか。

回答1 グロスミッシェル種という品種です。現在は、別品種の海外産のバナナが国内の店頭に並んでおりますが、元来、日本ではその品種のバナナが流通していました。

質問2 無農薬栽培ということで、どのような生産技術を用いるのでしょうか。

回答2 凍結解凍覚醒法という技術を用います。苗の一部を切り取り、企業秘密の液体に漬けた上で、氷点下60度で凍結させる方法です。苗をあえて過酷な状況に置くことで寒さに強くなるだけでなく、成長が速くなり、甘みも増します。

質問3 自己資金5,000万円の使用用途の内訳は何になるのでしょうか。

回答3 主にハウス、苗、培養土になります。

質問4 販路は現在どの辺りを検討しておりますでしょうか。

回答4 現段階の構想としては、1本単価を600円程度と見込んでおり、高級路線となりますので、百貨店やスーパーを想定しております。具体的な納入先については、実のつき具合等を確認しながら収穫の6か月前をめどに検討していきたいと思っております。また、将来的には香港や台湾等のアジア圏へも日本産、高崎産のバナナとして販路を拡大していきたいと考えております。

質問5 建設を予定しているハウスの規格はどのようなものなのでしょうか。

回答5 8メートル掛ける40メートルが1棟、8メートル掛ける32メートルが3棟で、鉄骨造りを予定しております。間口は、横8メートル、高さ3.5メートルで比較的大きな造りとなっております。

この間口に耐えるために太い骨組みが必要となります。また、寒さに強い品種ではありますが、特に冬場はハウスの開閉による温度調節が重要になってくるため、加温機を設置する等対策を講じていきます。夏場については、ハウスのサイドに設けた換気口を開放し、過度に高温になることを防ぎます。

質問6 ハウス内での栽培方法の詳細を教えてください。

回答6 肥料は先進農家指定のものを購入し、苗は土壌に地植えします。苗は、四季を通じて定植が可能で、1つの苗で2年間に3回収穫時期が訪れ、その後、植え替えとなります。つまり収穫まで約8か月ほどかかる予定となります。

質問7 バナナは、予定しているハウスに何株植えることになるのでしょうか。

回答7 200株を予定しております。

質問8 群馬特有の空っ風による乾燥は大丈夫でしょうか。

回答8 状況に応じて加湿器の導入も検討したいと思います。

以上のような質疑応答がありました。

また、事務局の説明にあったとおり、営農計画についても適切であると考えられ、就農後も継続的に農業を行っていただけると考えられますことをご報告させていただきます。

○会長 佐藤委員からの報告が終わりました。

これから質疑に入ります。皆さんから質問等をお受けいたします。

これから新規就農者も今までと同じような品目では駄目だということで、バナナで始めるということです。皆さんも、バナナは栽培したことがないのでなかなかアドバイスはできないでしょうけれども、何とか成功させてもらわないと困るので、皆さんから何かご意見ありますか。

お願いします。

○15番永井委員 15番、永井です。販路のところ、百貨店、スーパーと書いてありますけれども、つてとかあるのですか。

○会長 売り先の。

○15番永井委員 よく新規就農とかで出てくるのですけれども、百貨店に売ってそんなに簡単なことではないと思うのです。

○会長 安いバナナがあるからね。本当に富裕層でないとなかなか。それか、特別これを食べると、こうなりますよというぐらいね。

○15番永井委員 もちろんこの新規就農とか事業にけちをつけるつもりはないのですけれども、ちょっと、その単価もそうなのですから、売り先が漠然とし過ぎているというか。次、できるのがいつか分からないのですけれども、その点が。

○会長 これは、売り先の百貨店、スーパーという、その個々の名前を出してはまずいのか。

○事務局 この段階の中では交渉中とはおっしゃっていましたが。見込みはあるというような

ことは、おっしゃっていました。さらには、相談会の中で農林課も出席されたのですけれども、農林課でも「高崎じまん」をやっていますので、ぜひとも出品していただきたいとのことでした。

○会長 そこへ置かせてもらって。

○事務局 「高崎じまん」へ出品していただければということでお話もありました。

○会長 ある程度売り先が決まっていなければさ。

○15番永井委員 いや、交渉中ということであればいいのですけれども。そういう交渉もしていなくて、つてもなくて、ただ漠然と高いものだからというので名前出されてもでは、ちょっとどうかなと思ったので。でも、交渉中ということであれば、十分納得はできます。

○会長 こういうことに挑戦するのも、またいいのだと思います。

ほかになれば、許可としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

続きまして、ナンバー3と、並びにナンバー4について、これも関連する案件になっていますので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー3とナンバー4の説明をお願いします。

○事務局

3番と4番は、関連案件でございますので、一括して説明させていただきます。

3番 契約内容は使用貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は使用貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては、農業振興担当から説明させていただきます。

○事務局 それでは、再度、高崎市農業委員会新規就農者リストを御覧ください。リストのナンバー2でございますが、所有者より口約束で借りておりましたが、このたび営農のめどが立ち、正式に手続をして営農を開始したいという申請になります。

作付作物は露地野菜(多品目)、金古町にて約45アールを借り受け、就農する予定でございます。申請人につきましては、令和3年9月13日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは加藤精一農業委員及び高橋篤農地利用最適化推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農が行えるかなどの確認を行いました。

それでは、4ページを御覧ください。

1の就農の動機でございますが、自身の経営する八百屋で農家さんがなかなか作っていないような野菜があり、八百屋の売上げをアップするため自分で作ってみたいと考えました。八百屋での販売の経験から、栽培が容易で栽培技術による味の差が付きにくい野菜を選択し、知り合いの農家さ

んから口約束で農地を借りて栽培し始めました。八百屋の仕入れ先である知り合い農家さんも多いため、分からないことがあればすぐに聞ける状況にあり、栽培についても軌道に乗ったことから正式に借りて就農したいと決意したとのことでございます。

2の将来の農業の経営の構想でございますが、直近の目標としましては現状維持ですが、取引農家さんが高齢化しており、受け継ぐ方がいないような農地は将来的には継承していきたいと考えているということでございます。

3の職歴及び農業経験でございますが、農家さんとの直接取引する八百屋での販売経験は12年、稲作の栽培経験はお手伝いが2年、自分で一からは3年、野菜、ハーブ、果樹の栽培は6年とのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、5ページを御覧ください。

こちらが申請者の栽培している作目の一覧となります。御覧のとおり、多品目で小ロット、自身が経営する八百屋という販路があることから実現できる営農スタイルとなっております。珍しい作目でいきますと、左上のイエルバブエナミント、こちらはお酒のモヒート用のミントということで。それから、右側の列の中段、エディブルフラワー、こちらは食用の花であり、いずれも飲食店に需要があるとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、6ページを御覧ください。

こちらが詳細な営農計画書となります。全ての作目を書き切れないため、代表的なものを抜粋して記載しております。借り受ける田んぼにて水稻を20アール、畑にて多品目を26アール分作付をする計画でございます。5年後に向けては、基本的に現状維持とのことでございます。

農作業に必要な農業用機械の取得状況でございますが、申請者の所有する管理機、テラー、軽トラックのほか、借り受ける土地の所有者より無償でトラクター、バインダー等を現在借りており、今後も継続して利用することができる予定でございます。

営農計画書の説明は以上でございます。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」2ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりまして、続きまして出席委員から報告ですけれども、今回、加藤委員さんと高橋推進委員さん、2名が出席したようですので、加藤委員さんから報告をお願いいたします。

○17番加藤委員 17番、加藤です。農地法第3条許可申請審議ナンバー3及び4について、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。

なお、当日は申請者、群馬県西部農業事務所、群馬支所産業課とともに以下のとおり聞き取りを

行いました。

質問1 収穫した作物は、どちらへ出荷しますか。

回答 全量、東京で展開する店舗へ出荷します。

質問2 東京の店舗は、どのようなものでしょうか。

回答 現在、計10か所ほどで販売しており、常設店舗が1店舗、そのほか飲食店の定休日に間借りしたり、マルシェに出品したりしております。

質問3 店舗での野菜の取扱いは栽培したもの以外にもあるのでしょうか。

回答 はい。栽培しているものだけですと量が足りないので、大半は農家さんから仕入れたものになります。県内では昭和村や甘楽町、市内では倉淵や榛名等、約70軒の農家さんと取引があります。

質問4 栽培、収穫、販売全て申請者が行っているのでしょうか。

回答 東京での販売については店舗スタッフに任せております。そのほか、栽培、収穫等の営農部門、店舗への野菜類の搬入に関しては、申請者を含め家族で協力しながら行っております。

質問5 店舗スタッフは、合計何名いらっしゃるのでしょうか。

回答 現在は15名おります。

質問6 野菜等の売上げはどのくらいあるのでしょうか。

回答 年間7,000万円くらいです。

質問7 これだけの多品種を栽培するに当たって、栽培技術はどのように習得されたのでしょうか。

回答 やりながら自身で勉強して得た部分もありますし、なるべく失敗しづらい作目を選択しております。仮に栽培に失敗したとしても小ロットであるため、栽培リスクが低いという強みもあります。また、八百屋を通じてやり取りのある農家さんからも栽培について相談に乗ってもらえるような体制にもございます。

質問8 農業機械について、どうされていますか。

回答 管理機、刈払機、テレーを所有しております。そのほかトラクターやバインダー等については、現在も農地所有者より借りており、今後も貸してもらえる予定です。

以上のような質疑応答がありました。また、事務局の説明があったとおり、営農計画についても適切であると考えられ、就農後も継続的に農業を行っていただけると考えられますことをご報告させていただきます。

○会長 加藤委員からの報告が終わりました。

これから審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

先ほど事務局の高柳主事から説明された中で、珍しい品目ということでイエルバブエナミントという舌をかむような珍しい名前だけれども。これを見たら100グラム1,000円だって。100グラム、

1,000円で売ればね。数量はちょっとか、そんなに大量には売れていないのだけれども。

○会長 加藤委員さん、これは今作っているところ見たことあった。

○17番加藤委員 いや、まだですけれども。

○会長 事務局。

○事務局 私どもで、今回の申請地近くを通る機会がありまして、現地を私どもで確認をさせていただきました。収穫の最盛期からはずれているのですけれども、本当に1畝1畝、別のものを栽培しているような状況で、今は赤じそやインゲンを作っているというのは確認させていただきました。

○会長 これだけ多品目を作るには、酸性とかアルカリ性とか、その野菜がどういう土壌、pHを好むのか、そういうのも含めて作るので、大変は大変だと思うのですけれども、皆さんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。

これとってなければ、許可といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

続きまして、一括審議に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は賃貸借、利用者の経済的自立を支援するための作業用農地が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、小作地として借り受けている申請地を買い受けて引き続き耕作したいと

いう申請でございます。なお、次のナンバー14が関連案件でございます。

14番 契約内容は売買、小作地として借り受けている申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。なお、さきのナンバー13が関連案件でございます。

15番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、本案件は一時転用の申請でございます。設定期間は、令和3年10月22日から令和6年10月21日までの3年間でございます。関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておまして、議案書28ページ、議案第4号ナンバー50が関連案件でございます。本案件は、営農型太陽光の新規の地上権設定の申請でございます。詳細な内容につきましては、関連案件であります5条許可申請のところで説明させていただきます。

また、本案件は関連案件の5条許可申請と併せてご審議いただけたらと思います。その結果につきましては、どちらか一方のみの許可とはなりませんので、よろしく願いいたします。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は11件でございます。なお、この11件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、またはただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の一括説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

なお、ナンバー15番は5条のほうへ出てきますので、5条のほうで同時に審議することといたします。

ということで、15番は5条のほうでということで、皆さんからご質問等をお願いいたします。

このナンバー11の8,638平米売買で取得するのだけれども、これだけの面積、主に何作っているのか事務局に聞いたら、ネギが主だということで。吉井も随分ネギが多いですね。そういうことだそうです。

皆さんのほうから、何かご質問等ございますでしょうか。

なければ、許可してよろしいでしょうか。いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 自宅敷地の一部として使用していた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地991.50平米と一体利用の申請でございます。

2番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地193.84平米と一体利用の申請でございます。

3番 息子の結婚を機に自己所有の申請地に息子夫婦の住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

5番 庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地316平米と一体利用の申請でございます。

6番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

7番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地1,706.94平米と一体利用の申請でございます。また、次の8番が一体利用の関連案件でございます。

8番 駐車場が不足しているため自宅敷地に隣接する申請地を自家用駐車場として使用したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地1,706.94平米と一体利用の計画でございます。なお、さきの7番が一体利用の関連案件でございます。

9番 通路として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございまして、払下げ済みの水路28平米と一体利用の申請でございます。

10番 申請地近隣の法人から駐車場として使用したいと要望があり貸し付けたいという貸露天駐車場の申請でございます。

11番 実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、12件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。質疑をお受けいたします。

皆さんから、これといって質問がなければ許可相当とすることにいたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 続きまして、議案第4号に入ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1は事前調査案件となっております。

事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて砂利を採取し販売したいという砂利採取の申請でございまして、用悪水路96平米と一体利用の計画でございまして。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間が定められており、令和3年11月1日から令和5年10月31日までの約2年間の申請でございまして。なお、一時転用完了後は良質な土及び表土にて埋戻し、良好な農地として所有者に返還する計画でございまして。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー1の審議資料を御覧ください。

こちらの資料でございまして、1枚目と2枚目に一部誤りがございましたので、図面の上に「差替え」と赤いスタンプが押してあるものをまずは御覧いただければと思います。

では、1枚目が位置図でございまして。申請地は、図面中央の赤く着色された箇所でございます。申請地は、阿久津下水処理場より東側に約100メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございまして。図面中央の赤色に着色された箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況は、東側には県道金井・倉賀野停車場線が通り、西側には烏川堤防があり、北側は新幹線が通り、南側には農地の広がりがございます。農地種別につきましては、申請地の全ての筆が農振農用地でございます。

それでは、通常の資料にお戻りいただきまして、3枚目を御覧ください。こちらが公図の写しでございまして、緑色で着色された箇所が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、西側が農地と公衆用道路、北側と南側、東側は公衆用道路にそれぞれ接しております。また、申請地内には水路が通っておりますが、水路部分に関しては掘削は行わず、ダンプの出入口となりますので、管理課にて占用許可の申請を行うと代理人より伺っております。なお、申請地の一部が

農地と鉄道用地に隣接しておりますが、全ての隣接地の所有者には事業内容を説明しており、一部の所有者からは同意書をいただいております。

1枚おめくりください。こちら4枚目が土地利用計画図でございます。緑色で塗られた箇所が採取箇所でございます。黄色で塗られた箇所が境界からの保安箇所でございます。保安箇所については砂利採取法に基づき、隣接地から2メートル、公衆用道路から4メートル、水路から3メートル、県道からは10メートルの箇所に設ける計画でございます。

採取箇所は、公衆用道路と水路を境にして5か所に区画をいたします。採取箇所内には勾配をつけ、中心部にございますオレンジ色の点線内が一番深く掘削する箇所でございます。一度に全ての農地の掘削を行うのではなく、掘削と復元を繰り返しながら採取を行いますので、表土につきましては申請地内に保管をする計画でございます。また、乾燥時や砂利の運搬時には散水を行い、周辺の農地に被害を与えないよう防じんに努めると伺っております。

採取箇所の外周につきましては、高さ1.5メートルの防護柵と危険標識を設置いたします。

赤く塗られた箇所、5か所がダンプの出入口でございます。

1枚おめくりください。こちらのページ以降は、申請地の縦横断図でございます。申請地内には保安箇所を設け、掘削箇所内は周囲に安定勾配を設けて掘削する計画でございます。掘削の深さは10メートル弱でございます。合計の採取面積は9,968平米、採取量は5万4,325立米でございます。

また、埋戻しの計画につきましては、埼玉県の秩父郡皆野町の山土を購入し、埋戻しを行って、所有者に引き渡すとのことでございます。採取した砂利は、上里町の砂利販売業者に販売する計画でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これから調査報告を行っていただきます。今回は、第3班の調査になっておりますので、調査班長の佐藤勲委員から報告をお願いいたします。

○3番佐藤委員 事前調査報告、第3班班長、佐藤勲。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表者、設計会社の担当、代理人の計3名の出席でした。

質問1 申請地の周辺にはトマト栽培のハウス等、地下水を利用していると思われる施設がありますが、掘削により地下水に影響が出るようなことはありませんか。

回答 この辺りでは約50メートルの深さから取水しております。今回、砂利採取において掘削する深さは最大9.9メートルになりますので、地下水に影響はないと見込んでおります。また、既に周辺で事業を実施していますが、地下水の取水に影響が出たといった話も聞いておりません。

質問2 採取後のあぜの位置や幅については、どのように復元しますか。

回答 事業施工前に測量を行い、もともとの畦の位置を捕捉します。測量結果に基づいた境界を中心にして約50センチメートルの幅で復元します。また、復元後、3年間はこちらで田植を行い、

水が抜けてしまうなど不具合が生じないか確認をし、問題があれば対応します。

質問3 埋め土には前回と同じ秩父郡皆野町の土を使用するとのことですが、土質は赤土になりますか。

回答 山を切り崩した土を使用するため、その地層によって様々な土質の土となります。

質問4 採取区域内には水路がありますが、水路部分はどのように扱いますか。

回答 水路部分は掘削を行わず、保安箇所や進入路として使用します。そのため、法定外公共物使用申請を提出します。

質問5 周辺道路は交通量が多く、近くに小中学校もあるため、誘導員を配置するなど安全対策に努めてください。

回答 大型車の出入口には誘導員を配置し、公道からは適切な保安箇所を設け、安全確保に努める計画です。また、小中学校には事前に通行経路の説明をしております。そのほか、騒音や粉じん等の対策も行い、近隣には十分に配慮いたします。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 佐藤班長からの報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

今回、今までやったところの南側になる。前は新幹線の北側だったのですけれども、今回、新幹線から南が。この間、現地調査に行ったのですけれども、この砂利採取する南、どのぐらい離れているか、あのハウスは。50メートルぐらいかね、採取するところから。

○3番佐藤委員 そうですね。

○会長 そこにトマトハウスがあるのです。それで、ちょっと私心配になりまして、いろいろこの質問で、近くにハウスがあるので、地下水をくみ上げていると思うので影響ないですかということで質問させてもらって、このような回答がありました。

どうですか、皆さんのほうから何か質問等ございますでしょうか。ここは、随分あれですね、井戸を掘って、もう50メートルの深さで取水しているということで、そんなに掘らないと水が出てこない場所なのかなんて思うのですけれども。50メートルから。これは9.9メートルか。この業者、本当に誠意ある仕事をしていまして、砂利採取した後、3年間、田んぼだったら業者のほうできちんと田植して収穫まで3年間きちんとやるそうです。そこまでなかなかやる業者も少ないので。そういうことをやっているから、地元の人からも信頼されてやっていると思うのですけれども。

皆さんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。

異議がこれとってなければ、これはまた面積が多いので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取しなくてはならないのですけれども、意見聴取してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、まず許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

これから一括審議に入るのですけれども、時間があれだから、南部のところまでであれかな、それで小休止やって北部に入りますか。

それでは、事務局、南部地区のところまで説明をお願いいたします。

○事務局

2番 契約内容は売買、社宅住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが転勤に伴い高崎に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番は取下げでお願いいたします。取下げの理由といたしましては、譲受人の資金調達のめどが立たず売買契約が解除となったためとのことでございます。

12番 契約内容は売買、歯科医院を営んでいるが施設の老朽化に伴い申請地を買い受けて医院を新築したいという歯科医院の申請でございます、宅地645.01平米と一体利用の計画でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、申請地を買い受けて療術院を建築したいという療術院の申請でございます。

15番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございまして、宅地98.46平米と一体利用の申請でございまして。

16番 契約内容は賃貸借、高圧電線の張り替え工事に伴い作業場として申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございまして。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和3年11月1日から令和4年1月31日までの3か月間でございます。

17番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は賃貸借、携帯電話基地局の擁壁の補修工事に伴い申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和3年10月22日から令和4年3月31日までの約5か月間でございます。

19番 契約内容は賃貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を伯父より借り受けて店舗併用住宅を建築したいという店舗併用住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、事業拡大に伴い資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を両親より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

23番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、農学部新設に伴い学生用駐車場が不足しているため申請地を買い受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

25番 契約内容は賃貸借、交通量が多く集客の見込める申請地を借り受けてコンビニエンスストアを建築したいというコンビニエンスストアの申請でございます。

26番 契約内容は売買、現在の自宅敷地内に娘夫婦が住宅を建築することから駐車スペースを確保するため自宅に隣接する申請地を買い受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

27番 契約内容は売買、福祉事業を営んでいるが申請地を買い受けて有料老人ホームを建築したいという福祉施設の申請でございまして、水路173.19平米、道路3.00平米と一体利用の計画でございます。

28番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

29番 契約内容は売買、露天資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区一括案件につきましては、取下げ1件を除く、計27件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま南部地区の説明をしていただきました。この中で11番が取下げということで、先ほど事務局のほうから何故取下げになったのか説明がございました。

そういうことで、これより審議に入りまして、皆さんから質疑を受けたいと思います。

どうですか。これとってなければ、何度も言っているのですが、ナンバー24とナンバー27が、これが3,000平方メートル以上なのです。ということで、これも農業委員会ネットワーク機構に意見聴取しなくてはならないのですけれども、許可相当として意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。では、この2件、意見聴取します。

それ以外もどうですか、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、ここで小休止。

休 憩

再 開

○会長 それでは、これより再開いたします。

先ほど南部行いましたので、これから北部地区の議案に対して審議をいたします。

それでは、事務局、北部地区のナンバー30から説明をお願いします。

○事務局

30番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が関連案件でございます。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は売買、現在の自宅が西毛広域幹線道路用地として収用されるため代替地として

ないことが判明したため是正したいという露天資材置場の申請でございます。

47番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請ございまして、宅地292.80平米と一体利用の計画でございます。

49番 契約内容は贈与、自宅敷地に隣接する申請地を譲り受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請ございまして、宅地218.43平米と一体利用の計画でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

50番 契約内容は使用貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請ございまして、転用期間は令和3年10月22日から令和6年10月21日までの3年間でございます。また、議案書8ページ、議案第2号ナンバー15の地上権設定が関連案件でございます。

51番 契約内容は売買、現在使用している駐車場に新工場を建設するため隣接する申請地を買い受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区につきましては22件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいま北部地区の議案について説明をしていただきました。この中で、ただいま事務局の説明にもあったとおり、ナンバー50について皆さんからいろいろ質疑をしていただきたいと思います。

ナンバー50は、3条のほうでナンバー15で出てきた議案ですけれども、ここで審議していただきたいと思います。とにかく、昨年これも申請出されまして、不許可ということで決定したわけですが、そのままそっくり出てきたわけでしょうか。

○事務局 はい。

○会長 そういふことだそうですね。それで、この間、この北部の議案なのですけれども、この土地はどのぐらいの、何ヘクタールぐらいの連担のここは場所なのだろう。

○事務局 周囲が青地の農地です、合計すると10ヘクタール以上。

○会長 あるところ。

○事務局 はい、あります。

○会長 それで、この間、ちょっと地元の委員さんからお話が出まして、ここ、もう盛土してあるよということなのです。そんな話がありまして、では、事務局、ちょっと一応確認してきてくださいということで、確認してくれたのかね。

○事務局 盛土がされているかどうかというのが何も届出が出ていないので何ともちょっと調べが

いてはいいのですけれども。

○会長 実際のところ、盛土がしてある。

○21番松田委員 21番、松田ですけれども。

○会長 はい。

○21番松田委員 やっぱり、現地確認したところ、水路の高さと同じ高さで、田んぼとして、水田としてのあれはなされていないという感じで、もう草だらけという感じですね。

○会長 耕作もされていないらしいのですよね。耕作されていないから、草の種だって水路に落ちれば、その周りの水路にも悪影響を及ぼすし。

○21番松田委員 ただ、地が肥えていないのか、そんな大きな草木は生えていないです。

○会長 そうですか。そういった現時点状況になっておるそうです。皆さん、これは、とにかく青地の中心ということで、そういう中心には太陽光は設置できないということでございます。これは許可できないということなので、皆さんも、これは許可できませんということになれば、そのように決定したいと思いますけれども。どうでしょうか、不許可ということによろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 では、これは分かりました。

それで、あと、ほかの議案どうでしょうか。36番が、これは面積3,219平米、露天駐車場ということで、これも農業委員会ネットワーク機構に許可相当として意見聴取するのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

ちょっと話が前後しますけれども、さっきのナンバー50、ここで5条のほうで不許可なのですけれども、3条のほうでナンバー15で出てきた、それもありますので、そちらのほうも不許可でよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。あと、事務局から、一般住宅、上限がおおむね750平米までというのですけれども、おおむねということで、その土地、その土地がいろいろ条件が、敷地に向かないということがあったり、道路拡張とか、そういうので、面積が多いのは今回2件出ましたけれども、それも条件付で許可ということで。

それでは、ほかに。これは5条のほうは終わりました、続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は、被相続人の次女でございまして、相続開始年月日は令和3年2月12日でございます。なお、9月27日に小島哲夫推進委員と現地調査を実施し、問題なく耕作されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械等につきましても、問題はありませんでした。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は1件でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これより審議に入りまして、皆さんから質疑を受けたいと思います。

よくこの相続税を受けて、受けた土地はきれいに耕作されているいろいろな作物を作っているのだけれども、相続税猶予を受けていない土地は草が生い茂っていたり、そういうところの土地もあります。だから、農地パトロールして、見てもらって、そういう農地もあると思うのですけれども、くれぐれもそういうことのないようお願いしたいのですけれども。どうですか、これは、適格として証明してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、証明することにいたします。

○会長 続きまして、議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

非農地証明願が1件提出されましたので、ご審議願います。

1番 現況地目は山林となります。非農地としての理由でございしますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て、農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

以上、事務局からの説明となります。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、次に、地域担当委員から、報告に入ります。

今回、これは箕郷地域ですので、飯塚大輔委員から報告をお願いいたします。

○16番飯塚委員 ナンバー1について現地を確認した結果をご報告いたします。9月1日に推進委員の森山明委員と事務局職員とで現地を確認してまいりました。現地は急傾斜地であり、数多くの高木が生え、山林状態でした。そのため農地として活用するのは困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いたしましたことをご報告いたします。

以上です。

○会長 ただいま飯塚委員から報告がございました。山林化しているということでお話がございました。

異議ございますでしょうか。なければ、証明いたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、議案第7号 農地の権利取得後における下限面積について。

農地法第3条第2項第5号に規定する農地の権利取得後の下限面積について、同号の規定に基づき農業委員会が別段の面積を定めることについて審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 農地の権利取得後における下限面積について。

それでは、33ページ、議案第7号について説明させていただきます。資料のほうは、以前お配りいたしました別紙になりまして、「別段の面積（下限面積）の設定について」を御覧ください。

平成21年12月施行の改正農地法により、各農業委員会が地域の実情に合わせて別段の面積を設定できるようになりました。それにより、本市農業委員会は毎年下限面積の見直しの必要について確認をしておりますので、今年度につきましてもご審議くださいますようお願い申し上げます。

審議の前に、改めまして下限面積の設定について説明してまいりたいと思います。まず、1の下限面積とはですが、農地の所有権を取得または耕作権を設定するに当たり、営農をしていく上で最低限の面積を定め、農地の効率的利用を図ること、農地の分散化を未然に防ぐこと、認定農業者などの担い手が集積しやすい環境をつくるといったことを目的としております。

この面積が決まると、法定面積を下回る耕作面積では農地法3条の申請における許可要件を満たせず、農地を取得または借りることができないので、法定面積を上回るように計画を立て、申請していただくとともに、取得後については適正に耕作管理していく必要があります。具体的な面積についてですが、農地法において、北海道は2ヘクタール、都道府県は50アールと定められておりますが、平成21年の改正農地法により農業委員会がその地域の実情に合わせて下限面積を定めることができるようになりました。本市における下限面積は、審議、検討した結果、40アールとなっており、農地法の改正以降、下限面積の修正はなく、40アールとなっております。

なお、参考までに合併前の状況ですが、資料2ページの別紙、農林業センサス等資料の3、市町村合併前の各地域の下限面積のとおりであり、新町30アール、旧高崎及び倉渕40アール、箕郷、群馬、榛名、吉井が50アールとなっております。

また、近隣市町村の下限面積の状況は、4の近隣市町村の下限面積の設定状況のとおりでございます。

次に、2の見直し基準についてでございます。資料1ページの中段を御覧ください。(1)、農地法施行規則第17条第1項各号の適用についてを説明いたします。

初めに、1号、設定区域は自然的かつ経済的条件から見て営農条件がおおむね同一と認められる地域であることについてですが、下限面積は営農条件などを考慮し、区域を指定して定めることが可能ですが、市町村合併時に審議、調整され、高崎市全体を一つの区域として取扱い、全域を40アールとしております。

次に、2号、面積は10アール以上であること。これは、その言葉どおり、設定する下限面積は10アール以上でなければなりません。

次に、3号、設定区域内において下限面積以下の農家戸数が全体の40%を下回らないこと。この取扱いについては、農林水産省が事務処理基準を定め、農林業センサスを基準に判断することになっており、その中で、3号の農家戸数は、経営耕地面積規模別農家数を活用するをしていることから、その統計数値を基に説明させていただきます。なお、農林業センサスは、5年ごとに改定されるものですが、まだ2020年の統計数値が掲載されていないことから、直近のものは2015年のものになります。

それでは、資料2ページの1、経営耕地面積規模別農家数を御覧ください。この数値は、販売農家の総数3,460戸を耕作面積別に分けたものとなっております。その中で、耕作面積50アール以上の販売農家数を(1)に示しており、2,517戸で全体の約72%、(2)に示した30アール以上の販売農家は3,420戸で全体の約98%になります。このことから、いずれの面積においても、全体の40%は下回らないことから、下限面積は30アールから50アールの範囲で設定可能であるといえます。

なお、資料3ページに農林業センサスについてのQ&Aを添付しておりますので、お時間のあるときに御覧いただければ幸いです。

続きまして、資料1ページ、2の(2)、農地法施行規則第17条第2項各号の適用について説明いたします。この2項の規定は、高齢や兼業化等により農地の遊休化が深刻な状態にあり、特に新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図れないと判断される地域がある場合、適用するものでございます。

資料2ページの2の利用状況調査による耕作放棄地の状況を御覧ください。こちらのほうの、ごめんなさい、表の一番右側、1つ修正をお願いいたします。H30放棄地となっておりますが、こちらR1ですね、令和元年。「H30」を「R1」に修正をお願いいたします。

こちら本市の状況でございますが、農地の利用状況調査の結果を見ると、令和元年度の耕作放棄地面積は603ヘクタールであり、令和2年度の耕作放棄地は598ヘクタールと、僅かに面積が減少しておりますが、大きな状況の変化はないと判断されます。また、耕作放棄地の実情は、山間部中心で既に山林に近い状況の農地であることから、その農地が今後再生される見込みは非常に少ないと思われま。そのことから、施行規則第17条第2項第1号に記載された、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、

引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するというにはならず、該当する区域はないと考えます。

最後になりますが、日頃から事務局では、農地の取得に関する問合せや新規就農の相談を受け付けておりますが、現在の下限面積で苦情やトラブルになるといったケースも発生していないこと、また今まで委員の皆様から現状にそぐわないといった意見もいただけていないことから、現行どおり、下限面積は高崎市全体を一つの設定区域として40アールとすることが妥当でないかと考えておりますが、いかがでしょうか。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長 ただいま係長のほうから、説明をしていただきました。この説明を聞いていただいたわけですが、そういうことで、今、最低が40アールという、下限面積40アールということできているわけですが、そのまま40アールということ、今後も下限面積、それで決定してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 何か意見のある人いますか。いないですね。

○全員 はい。

○会長 はい、分かりました。それでは、決定することといたします。

それでは、報告事項ということで、1号から第4号までです。

では、また係長お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は貸家住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか5件、合計6件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか25件、合計26件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか8件、合計9件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条が9件、5条が66件、合計75件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和3年9月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

続いて、その他ということなのですが、何かありますか。

○事務局 大丈夫です。

○会長 ほかに、ない。

局長は。

○事務局長 ないです。

○会長 ない。

皆さんから何かお聞きしたいことはありますか。ないですか。

○全員 なし。

◎閉会の宣告

○会長 そうということで、以上をもちまして第16回の農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時29分 閉会